

第3回兵庫県都市農業振興基本計画検討会議 議事録

日時：平成28年9月20日（火）9:50～11:30

場所：兵庫県土地改良会館6階会議室

○事務局

ただいまから、第3回兵庫県都市農業振興基本計画検討会議を開催いたします。
議事に先立ちまして田中農政企画局長からご挨拶申し上げます。

○田中農政企画局長

都市農業について随分議論を進めて参りました。

先だって、平成29年度の国の概算要求が出ましたが、その中では、都市住民と共生するための周辺環境整備や、都市農業の意義の啓発、防災協力農地の活用についてのモデル事例というようなことで予算化されましたが、数億円程度と非常に不十分で我々としても不満です。近畿農政局において近畿各県の部長が集まった会議でも、非常に少なすぎるということで、国に対して不満が出ていました。

また、新聞紙上で少し見られたかと思いますが、税制改正の動きが出ております。相続税の猶予措置について、貸付で営農を継続した場合でも猶予を受けられるとすることや、三大都市圏以外の市街化区域内農地の固定資産税が年々上がっており、負担が重すぎるということで、負担軽減措置が議論されているようです。このあたりは非常に我々としても関心を持っています。

こうした動きがある中で、本県の都市農業振興基本計画は秋の策定を目指しており、全国で一番早い動きとなっています。

なぜあえて早い対応を目指すかということ、先ほどの予算と税制改正に、我々としては提言に含めてこの計画の策定を示していきたいと考えています。他府県では国の動きを見てからということ、年を明けてから計画を策定するところが多いようですが、私どもはこれをしっかりと提言もしていきたいということで策定を進めています。もちろん、その後に判明するような状況があれば、随時、計画を変更するなり機敏な対応を行うことも考えております。

本日も活発な意見の交換をお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

○事務局

それでは、これからの進行については、座長をお願いいたします。

○座長

早いもので第3回の開催となりました。これまでに皆様からいろいろなご意見をいただき、この基本計画の方に反映させていただいていると思っております。本日もし

っかりとご意見をいただき、計画に反映させていきたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきます。

まず、議事（１）兵庫県都市農業振興基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

○姫野総合農政課長

（資料１・２、参考資料１～３により説明）

○座長

それでは、ただいま事務局から説明のありました内容について、委員の皆様からお気づきの点などご指摘いただきたいと思いますが、その前に、本日ご欠席の柴田委員と事務局が、JA兵庫六甲とJAあかしにご協力いただき、生産者の方に税制に関する聞き取り調査を実施していただいております。その概要について、事務局からまずご報告いただき、その後、A委員から順に、お気づきの点、どのようなことでも結構ですのでご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（資料３、参考資料４により説明）

○座長

今、事務局から説明のありました、固定資産税及び相続税に関するヒアリング調査の結果について、何かご質問等ございませんでしょうか。

資料の矢印の意見はどのように理解すればよいのでしょうか。

○事務局

矢印の意見の一部を今回の計画に反映しています。

○座長

分かりました。ヒアリング調査の結果につきまして、ご報告として承りました。

それでは、先ほど事務局から説明がありました、兵庫県都市農業振興計画素案等につきまして、ご意見を伺いたいと思います。どのような事でも結構です。お気づきの点、特にこの部分が弱いや抜けているなどチェックしていただいている所があれば、積極的にご発言いただきたいと思います。

○A委員

先日、生産緑地の関係で相談を受けました。生産緑地として一団を組む土地所有者の方が亡くなられ、500㎡の要件を満たさなくなったということです。そこで、その

隣地を購入したいということですが、一部分だけという訳にはいかないだろうから、全部となると、近隣の売買実例から、坪単価約 21 万円で数千万円になるだろうということでした。実際に近くで、このような面積不足による指定解除の実例がありました。

また、固定資産税について、パイプハウスは安いが基礎のある温室的なものは高いと言われている実例もありました。農産物の生産においては、そのあたりは安く認めなければいけないと委員会の中でも話をしたことがありました。

○座長

基礎のあるなしは厳しくて、グレーな部分でもあります。どこで線を引くのかというのは、きっちりと議論をしなければいけないと思います。そのような事例があったということです。

○A委員

減反の対象にもならず、家屋とみなされたと聞いたこともあります。

○座長

自治体によって扱いが若干違っているようなこともあるようです。

○B委員

基本計画について、大まかなところはこれで良いと思います。

固定資産税及び相続税に関するヒアリング調査について、阪神地域と比べ違うと思えるところがあります。土地単価も違いますし、経営方法は、農業もしていますが不動産経営の割合が大きく、相続税が高くなっています。それだけに納税の時に土地を手放すようなことが生じています。私は伊丹ですが、西宮や尼崎も同じようなことだと思います。伊丹でも大きな道に面している土地は高く、相続税が高額になっています。聞き取りでは、そのような所の調査もしていただきたかったです。

納税猶予を受ければ良いと言われますが、いずれは支払わなければなりません。農業所得で捻出できるような金額ではないので不動所得になってきます。しかし最近、アパート・マンション・駐車場経営において、空きがたくさん出ていますし、築年数も経ってくれば修繕費もかさむことから、相続の時には手放さなければいけないことになってきています。本当に何とかならないものか、どうしたらいいものなのか、疑問に思っているところです。

○座長

今回の調査地域と阪神地域では少し事情が違うのではないかというご意見です。

○C委員

この会議に参加させていただき、こういった計画の作成が進む中、私どもニュータ

ウンとして何ができるのかとよく考えます。

私が住んでいるニュータウンでは、近くに水稻、畜産など農業が盛んな地域があります。それだけに風向きによっては、牛などの臭い等がすることもあり、地域から声が上がる場合があります。そこで、どうすればうまくいくかということで、地域間交流を始めることになりました。

また、住宅の近くにはサイエンスパークという産業団地がありますが、そこはあまり揉めるようなことはありません。先日、早朝に大きな機械音がするという事もありましたが、揉めるようなことはなく話し合いで解決しています。コミュニケーションをうまくとっていこうということになっています。

農業と工業で少し違うのかもしれませんが、同じようなことを農業地域との交流においても取り組んでいこうとしています。臭いがあるのは、そこで畜産が行われているからであり、10月の農業体験の時には、評判のコロッケを紹介し、新米と一緒に食べていただきました。畜産をはじめ近隣で行われている農業について、体験や食事を通して理解を深めていただくような取組を実施しています。お互いに理解し合うためには交流が重要で、どんどん取組を進めていこうと考えています。

また、ニュータウンの住民には農地を借りたいという方もおられますが、どのようにすればいいのかわかりません。例えば、ニュータウンの自治会と農業地域の自治会の双方に窓口を設けて、橋渡しのようなことができれば良いと思います。

さらに、私が住んでいる地域には6,500所帯の方が住まれていますので、地域で採れた旬のものを販売する、一日市場のような取組も進めていこうかと考えています。地域の安全・安心でおいしい農産物の販売を通して、地域の農業や自然、環境について、実際に見て感じるよう行動に繋がっていけばいいと思っています。

加えて、地域に新たに開校されます支援学校とも、農作物や花なども活用した取組を、自治会として農家の方とも一緒に取り組んでいけるようにもっていきたいと思っています。

○座長

都市住民の立場から、自分達が食べているものが、どのようにして口に入っていくのかというプロセスを見る、理解することが重要で、そのためには、コミュニケーションを図る必要があるということです。

資料3、ヒアリング調査の結果資料の最後の方に、まちづくり的に進めるとあります。いろいろな問題がある中、C委員のお話からも、まちづくり的な視点について、重要性を再認識しました。

○D委員

前回、都市農業版の認定農業者制度の創設につきまして、ご要望させていただきました。生産緑地で営農されている方は認定農業者として認定する場合と、所得目標や販売高など一定の条件を定めて認定する大阪府版の2パターンが想定できますが、それについて、国に要請するという話もありましたので、もう少し踏み込んでいただき

たいです。

なお、計画素案の12ページ、都市農業振興における課題、(2)担い手の確保・育成について、イやエを拡大解釈すれば、都市農業版認定農業者制度のイメージとして捉えることもできます。イでは、新たな学びの場の提供や自ら体現する農業者を都市版認定農業者制度として加えるという考え方もあろうかと思えます。エについては、都市農業では後継者不足が深刻化していますが、新たに都市の優位性を活かした農業を実施したいという方を取り込んでいくということで、新たな都市版の新規就農者支援制度のようなものに対象となった方を、都市版認定農業者に認定する方法もあるかと思えます。このあたりも充実していただければありがたいです。

次に、22ページ、2(1)コミュニティ型市民農園の推進では、休憩所等公共スペースや花壇の整備等の記載があります。これは、都市農地と農地に付随する周辺の土地で行われることになりませんが、実現には制度的な制約もあります。ここでは書ききれないかもしれませんが、国でできないことでも地方公共団体でできることがもしあるとすれば、ミニ規制緩和のようなことについて、もう少し踏み込んでいただきたいと思えます。

また、いろいろな所で交流という話が出てきています。都市農産物は消費者に出回る量は少ないです。どこで手に入るのかが分からないし、量が少ないので限られているということかと思えます。計画素案には、インショップや直売所について記載がありますが、都市の農産物をどこで食べることができるのか、農業者自らが直売される場合、どこにどのような形で販売されているのか、さらに交流の入口として、情報発信を行政からもご支援いただきたいと思っています。インショップなどは、農協が特に力を入れているところですが、インショップや直売所は規模的に見て、市場物流、量販店の物流の中では小さな存在かと思えます。それだけに、農協の機能としてもう少し積極的に出ていきたいと思っています。そのあたりにつきまして、いろいろな形態があると思えますので、農協と一緒に整理をしながら、またご支援もいただきたいと思っています。

最後に、この都市農業の振興の中で、市場や卸の話は出にくいかと思えますが、出てこないことが良いのか悪いのかにつきまして、少しご一考いただければと思います。

○座長

3点についてご指摘いただいて、少し弱い面があるのではないかということです。準認定農業者制度の導入や規制緩和等についてご要望いただきました。事務局に確認しますが、この基本計画以外に、別途、国への要望や提言事項をしたためて報告するようなことはあるのでしょうか。その中に、こういった具体的なものを入れていくことは可能なのでしょうか。

○姫野総合農政課長

県政の諸施策を展開できるよう、県政の主要課題について、国の予算編成等に対して提案活動を行っていますので、手続き的には可能です。

ただし、JAさんからご要望いただいています認定制度については、内容を勉強、整理させていただいたうえで、具体的な対応について検討させていただきたいと思いません。

○座長

基本計画において、今までの制度に収まらないような新たな制度を提言していく場合は、どの程度のレベルで盛り込んでいくのか。このあたりは、私達では分からないところですので、事務局でご検討いただき、強い目の表現が可能であれば、もう少し強く書いてもいいのではと受け止めました。

○E委員

計画素案について、収益性の高い農業の推進に、高付加価値の野菜を生産するなどあり、JAとしても農業所得の向上に取り組んでいるところですが、根本的には、相続税、固定資産税を改善しないといけない状況です。今回のヒアリング調査の結果や管内の組合員におきましても、後継者が相続になると農地を手放さなければならない現状があります。固定資産税についても、農地一反に20万円程度を支払って採算が取れる農作物はあまりありません。計画素案24ページに固定資産税等の負担軽減の項目があり、固定資産税の減額の必要性は記載してありますが、明石市のような三大都市圏以外にも生産緑地制度を適用すべきと考えています。明石市にもお願いしていますが、なかなか進めていただけない状況です。県の基本計画の中にも三大都市圏以外への生産緑地制度の適用を奨励するような内容を入れていただきたいと思います。

○座長

税について、特に明石市さんの事情ということ。そういったところにも少し手が及ぶような要望を出していただきたいと思いますということでした。

○C委員

地区と取り組むということは、その野菜が分かることではなく、交流が深まるということです。地名も知らなかったが、イベント等への参加をきっかけに、農業や自然のことを知り理解に繋がるなど、何か一つをすることで、周りにたくさんの方が付いてくると思います。私たち消費者からすれば、見て知っている名前のもを手に取りますので、地域にとって知ってもらうことは非常に重要だと思っています。交流することで、農家の方も私たちのことをよく理解していただけますし、交流することで結びつきがどんどん深くなっていると感じています。

○座長

今のご発言には、都市農業でどのようなものが生産されているのかなど、情報発信の内容も含まれてくるかと思いません。

○C委員

月1回程度、旬の野菜等を販売するような形で、自治会や地域同士の交流を促進する出前市場のようなものを生み出していきたいと思っています。

○座長

農家1人と都市住民1人の1対1ではなく、地域と地域という発想が大事だということ。

○B委員

直売所、畑の近くでの販売などいろいろな形で直売が行われていますが、食育の面でも問題がありまして、どこで何を売っているか分からないというような話を聞きました。おそらく、西宮市では直売のマップができていると思います。伊丹市もマップを作ろうという話があったと思います。伊丹市では、どこで何が販売できるかというようなアンケートもありました。JAではJAだけの直売マップがありますが、市内には他にもいろいろな場所で直売がされています。食育を行っている者の間で、各市単位で直売をまとめたマップがあればという話がありました。そのマップを見れば、どこにどのような店があって、何が販売されている、近くにこのようなものがあるというようなことが分かってくるのではないかと思います。大きい直売所は知られていますが、小さいものはなかなか知られていないと思います。そういうことをすることで、地域同士の交流なども促進されるのではないかと思います。

○D委員

宅地化したところも、今後、老朽化した時にどうするかという時代が来ます。時代が変われば違った土地活用を今から考えておく必要があります。

例えば、市民農園について、自らも生産し、栽培方法を教え、利用者にも作ってもらい、出荷し、食べたり、買ったり、交流を実施するような場合、どの程度の規模感、どの程度のコストであれば採算が合うかという話もあると思います。川西市にJAが事業主体で管理を委託しています矢間農園という市民農園がありますが、都市部でも、矢間農園のミニ版みたいなものを検討していく必要があると思います。

また、農村部の遊休農地の活用は政策課題になっています。集落営農、人・農地プランで何とか支えながらも、農家が高齢化していくというこの先を考えた場合の施策としては、農村から見ても都市からの新規就農が必要ということです。

このようなことにつきまして、JAだけでなく政治、行政のお力をいただきながら研究ができればと思っています。

○座長

今のご意見は、非農家、都市住民が市民農園をやる中に少し農業経営的な要素を入れていく、そっちにシフトしていくことが可能ではないかということです。市民農園

では余剰のものは販売できると思いますが、原則、自給用になります。営利目的で販売はできませんので、制度的な問題があります。そういうところも含めて、少しプッシュしていければいいか思っています。

○守本楽農生活室長

先ほど、B委員やD委員から直売所についてお話しをいただきましたが、我々もどこで県産のものが買えるのか分からないという声をよく伺います。アナログ的な手法になりますが、先ほどご紹介いただきましたマップ作りを平成26年度から進めています。平成26年度は神戸市中央区・灘区・東灘区、西宮市、尼崎市のマップを作成し、平成27年度に、伊丹市、宝塚市を作成しました。今年度は、川西市、神戸市須磨区・垂水区などの作成を予定しています。約1万部作っており、それがどこまで皆様の手に届けられているかいうところはありませんが、ご紹介していただいた取組は進めさせていただいております。こういった取組に加えて、ホームページでのご紹介など、関西広域連合においても同様の動きがありますので、できるだけ県民の皆様に県産品がお届けできるように努力してまいります。

○座長

取り組まれているマップには、農産物の種類などどのようなものが得られるかという情報も入っていますか。

○守本楽農生活室長

そこまでは載せきれないところはありますが、JAさんの直売所だけではなく、原則、不定期なものも含め、直売活動をされていてマップ掲載を希望される方の情報を全て載せられるようにしています。

○C委員

行政からいろいろなマップが発行されていますが、それを手にされる方は一部で、全体に行き渡っているかは疑問です。地域全部へ回覧・広報を実施するには、様々な立場や知識の方がおられる中で、全体に行き渡るようにしなければいけません。大勢の方が知るためには、地域を上手に使って、地域の中で交流をしていくべきです。イベントや交流とどこかにお店を出しているというのは、明らかに違うと思います。お店や直売所を出すだけでは普通の小売業者と一緒にです。私たち地域では、交流を行うことが広がるということだと考えています。

○座長

最初、姫野課長から都市農業に関する政策が少しずつ動いてきましたというお話がありました。平成11年、食料・農業・農村基本法の中に都市農業が位置付けられましたが、これは単に法律の中に位置づけられただけで、根拠としては弱いです。それが、平成27年に都市農業振興基本法ということで法律が整備されたことは、大きな

変化だと思えます。私は農村計画という研究分野に取り組んでいますが、昔から何が困るのかという農村計画法がないのに困っています。法的根拠がないままに、農振法などそれぞれ個別の専門の法律をうまく組み合わせながら取り組むしかない現状で、大きな体系的な法律がないのがしんどいです。一方、都市計画は都市計画法が整備されており、良い意味も悪い意味もありますが、その中でやるべきことが決まっています。そう考えると、法律が制定されたことは大きな一歩と私は認識しています。当時、都市農地を調査していた時、ブーム・雰囲気が終わってしまい、それはきちっとした後ろ盾の法律が無かったからです。それだけに、法律が制定されたことをうまく使い、推進する良いきっかけにさせていただきたいと思っています。

今回、兵庫県は先駆けて基本計画を策定するという事で、非常にチャレンジングで、非常に良いことで、誇りを持っていただけることだと思います。皆様の貴重なご意見を賜り、今回、概要のとおり施策の方向性が示されましたが、国においてもこれから具体的な税制改正案や新規施策の議論が進んでいくものだと想定されます。もう一度足元を振り返ると、私も農村計画において地域で活動していることから、県と市町では役割・立場が違っていると認識しています。現場で何かを動かしていく時に大切なことは基礎自治体が本気になっていただくことです。今日もオブザーバーで来ていただいています。基礎自治体において、是非、方針づくりに取り組んでいただきたいと思います。こういったことは、県は県としての立場で、市町は市町で一番最前線として、それぞれの地域で事情が異なると思います。同じ市の中でも同じ都市農業の中でも姿・形の違う部分があるかと思っています。私の要望としまして、市町におかれましても、是非、計画づくりに取り組んでいただいて、それぞれの市町ごとの方向性を示していただきたいと思います、お願いも含めまして述べさせていただきます。

それから、地域づくりという視点がこれからは大事ということで、農業という1つのくくりではなくて、地域の中の農業ということで、都市住民と農家、もしかすると都市住民が農家になる可能性もないといけないところです。どのようにして農のサイドに誘因していくか、さらには、農の業というものを都市の人達がどのように引き継いでいくかということです。私の大学に、継業という言葉を使われる先生がいます。業を継ぐということで、昔できなかった人たちから、新しい人たちに業を継いでいくというような研究をしている先生もおられます。これからは都市住民だけ農家の可能性があって、混ざり合っていく時に、単に農家、都市住民といった仕切りではなくて、地域の中でどのように農業・農地・食を考えていくかという地域づくりの必要性のようなものを今回の議論で感じる事ができました。

特に今日ご指摘いただいたことで、積極的に反映していただける部分は、事務局で再度検討していただきたいと思います。

以上で、今回の議事を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

では、事務局から、次回の第4回会議の予定につきまして説明をお願いします。

○事務局

(資料2、参考資料3により説明)

○座長

今回は、11月頃に第4回ということで、パブコメの後の確認作業になってきます。これで、議事はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

座長をはじめ委員の皆様、大変ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、田中農政企画局長からご挨拶を申し上げます。

○田中農政企画局長

限られた時間の中で凝縮した議論をしていただけたのではないかと思います。

我々が大きく分類しています3分類について、それぞれの方面からご意見がいただきました。それぞれで少し力強さが足りないというご指摘がありました。私も今ご意見を聞いていく中で、もう少しとっかかりよく書けるものがあると改めて思いました。これは是非、今日のご意見を反映させていただきたいと思います。

それから、私が勝手に思っていることですが、当会議にはオブザーバーとして市からも参加していただいておりますので、今回は是非、市の方からも都市農業についてどのように感じているか、思っているかなど、少しご意見をいただければと思っています。

皆様から見て、意見が反映されている、共感できるなど、納得感のある計画ができればと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

○事務局

これをもちまして、第3回検討会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。